

出願意匠「エルメス・ハンドバッグ」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平 19(行ケ)10324・平成 20 年 2 月 21 日（3 部）判決 請求棄却

〔キーワード〕

意匠の類似，全体的観察，美観／美感，需要者（消費者・取引者）／当業者

〔事 実〕

1．原告（エルメス セリエ）は、平成 16 年 8 月 13 日に、意匠に係る物品「ハンドバッグ」を意匠登録出願したが、平成 17 年 8 月 10 日、拒絶査定を受けたので、不服の審判請求をした。しかし、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決を受けたので、審決取消訴訟を請求したのが本件である。

2．審決の内容は、次のとおりである。

本願意匠は、別紙審決書写し添付の別紙第 2 記載の国際事務局意匠公報（2000 年 5 月 31 日発行）所載の登録番号「DM / 050 964」のハンドバッグの意匠（意匠課公知資料番号第 HH 14518592 号。以下「引用意匠」という。）と、意匠に係る物品が一致し、形態においても共通点が差異点を凌駕し、意匠全体として美感が共通するので、意匠法 3 条 1 項 3 号に該当し、意匠登録を受けることができないというものである。

審決がその判断の前提として認定した本願意匠と引用意匠との共通点及び差異点は、次のとおりである。

（共通点）

- （A）鞆本体の全体を正面視略長方形形状で側面視略三角形形状とし、表面全体をほぼ無模様とした構成態様。
- （B）断面略円形の細長い紐状ループとしたハンドル（持ち手）2 本を、鞆本体正面及び背面の上側に、鞆本体の横幅の約 2 分の 1 程度の高さで鞆本体から突出して設けた構成態様。
- （C）蓋部を鞆本体と略同幅で全体略長方形形状とし、背面より延伸して正面側に折り返して開口部を覆い、その蓋部の左右両端を切欠くとともに、横幅を略 3 等分し 2 箇所を切欠きハンドルを通す孔を設けた構成態様。
- （D）中央に止め具を有するベルトを、蓋部左右両端の切欠き部分から、左右 2 つのブラケット（紐通し金具）を通して、蓋部の上に回し、蓋部の抑えとした構成態様。

（差異点）

- （a）鞆本体の全体形状が、本願意匠では、本体の高さと横幅の比率が約 1 対 2 と横長の形状となっているのに対し、引用意匠では、横幅が高さよりもわずかに長い程度の正方形に近い形状である点。

- (b) 本願意匠においては、ハンドルの突出が鞆本体部分の高さと比較すると、ほぼ同じくらい突出しているのに対し、引用意匠においては、約2分の1の突出である点。
- (c) 本願意匠においては、本体部分の中央を横断し囲うように1本の縫い目がほどこされているのに対し、引用意匠においては、同様の縫い目がない点。
- (d) 本願意匠の正面上部左右に2つ設けられたブラケットは、矩形金属板に固定されるのに対し、引用意匠のブラケットの固定状態が不明である点。
- (e) 本願意匠においては、南京錠を掛けるための穴あき止め具の形状は、側面視略四角形状であるのに対し、引用意匠の穴あき止め具の形状は側面視略円形状である点。
- (なお、審決書には、「本願の添付図面の「使用状態を示す参考斜視図」によれば、本願意匠の止め具部分に南京錠が掛けられているが、一組の図面(6面図)においては南京錠はなく、本願意匠は南京錠がないものと認められる。」との付加記載がある。)

#### 〔判 断〕

当裁判所は、本願意匠と引用意匠について、それぞれの外観全体を総合して観察すると、差異点(a)ないし(e)が存在するものの、両意匠が有する共通点(A)ないし(D)によって生じる意匠的效果、すなわち、視覚を通じて引き起こされる美観において主要な点で共通するといえるから、本願意匠は引用意匠と類似する意匠の範囲に含まれるものと判断できる。

その理由は、以下のとおりである。

##### 1 共通点について

本願意匠(甲1の2)を引用意匠(乙1の1,2)と対比すると、両意匠は、鞆本体の構成態様について、「鞆本体の全体を正面視略長方形形状で側面視略三角形形状とし、表面全体をほぼ無模様とした構成態様」〔共通点(A)〕である点、鞆本体の上半分に、ハンドル、蓋部及びベルトを設けた点において共通し、ハンドル、蓋部及びベルトの具体的構成態様について、「断面略円形の細長い紐状ループとしたハンドル(持ち手)2本を、鞆本体正面及び背面の上側に、鞆本体の横幅の約2分の1程度の高さで鞆本体から突出して設けた構成態様」〔共通点(B)〕、「蓋部を鞆本体と略同幅で全体略長方形形状とし、背面より延伸して正面側に折り返して開口部を覆い、その蓋部の左右両端を切欠くとともに、横幅を略3等分し2箇所を切欠きハンドルを通す孔を設けた構成態様」〔共通点(C)〕、「中央に止め具を有するベルトを、蓋部左右両端の切欠き部分から、左右2つのブラケット(紐通し金具)を通して、蓋部の上に回し、蓋部の抑えとした構成態様」〔共通点(D)〕である点において共通している(争

いがない)。

そして、上記共通点のうち、「蓋部を鞆本体と略同幅で全体略長方形形状とし、背面より延伸して正面側に折り返して開口部を覆い、その蓋部の左右両端を切欠くとともに、横幅を略3等分し2箇所を切欠きハンドルを通す孔を設けた構成態様」及び「中央に止め具を有するベルトを、蓋部左右両端の切欠き部分から、左右2つのブラケット(紐通し金具)を通して、蓋部の上に回し、蓋部の抑えとした構成態様」〔共通点(C)及び(D)〕は、特に看者の注意を強く引く部分であるといえることができる。さらに、「鞆本体の全体を正面視略長方形形状で側面視略三角形形状とし、表面全体をほぼ無模様とした構成態様」及び「断面略円形の細長い紐状ループとしたハンドル(持ち手)2本を、鞆本体正面及び背面の上側に、鞆本体の横幅の約2分の1程度の高さで鞆本体から突出して設けた構成態様」〔共通点(A)及び(B)〕を併せると、両意匠においては、共通点(A)ないし(D)が全体として意匠的なまとまりを形成し、これにより、需要者(消費者、取引者)の視覚を通じて一つのまとまった独特の共通の美観を生じさせているものと認められる。

## 2 差異点について

### (1) 差異点(a)

ア 原告は、本願意匠と引用意匠に「鞆本体の全体形状が、本願意匠では、本体の高さと横幅の比率が約1対2と横長の形状となっているのに対し、引用意匠では、横幅が高さよりもわずかに長い程度の正方形に近い形状である点」において差異〔差異点(a)〕があることを考慮すれば、両意匠は全体として類似しないと判断すべきである旨主張する。

しかし、原告の主張は、以下のとおり理由がない。

イ 両意匠の正面形状における鞆本体の縦横の比率の差異を検討すると、本願意匠の鞆本体は、高さが53mm、底横幅が115mm、上端横幅が108mmで、その比率は「1:2.17:2.04」であり(争いがない。),「本体の高さと横幅の比率が約1対2と横長の形状」といえることができる。これに対して、引用意匠の鞆本体は、高さが47mm、底横幅が68mm、上端横幅が65mmで、その比率は「1:1.45:1.38」である(争いがない。)。そして、引用意匠の上記比率及び引用意匠に係る写真(乙1の1,2)に照らすならば、引用意匠の正面視の形状も、「ほぼ長方形」であるといえることができる。そうすると、両意匠は、縦横の比率の差異が存在するとしても、その差異が、看者をして異なる形状であるとの強い印象を与えることはない。

また、両意匠の側面形状を対比すると、本願意匠の側面形状(甲1の2の【右側側面図】、【左側側面図】)は底辺部分を除く2辺が内側に湾曲した正三角形に近い形状であるのに対し、引用意匠の側面形状(乙1の1,2)は底辺

部を除く2辺がやや外側に湾曲した釣鐘状の二等辺三角形に近い形状である点において差異がある。しかし、本願意匠に係る写真(甲1の2)のうち、【正面方向から見た斜視図】と【背面方向から見た斜視図】とを対比すると、本願意匠の側面形状は、写真撮影時における鞆本体の素材の表面のたわみ等の影響により必ずしも同一であるとはいえず、むしろ【背面方向から見た斜視図】では二等辺三角形に近い形状であるとの印象を受けること、一方、引用意匠に係る写真(乙1の1,2)中には、側面図のものがなく、側面図自体を直接対比することはできないことに照らすならば、両意匠の側面形状における差異は、看者をして美観の相違を引き起こすものとはいえない。

ウ そして、前記1のとおり、両意匠は、「鞆本体の全体を正面視略長方形形状で側面視略三角形形状とし、表面全体をほぼ無模様とした構成態様」〔共通点(A)〕と、鞆本体の上半分に設けられたハンドル、蓋部及びベルトの具体的構成態様〔共通点(B)ないし(D)〕とが全体として一つの意匠的なまとまりを形成し、需要者(消費者、取引者)に視覚を通じて一つのまとまった独特の共通の美感を与えていること、本願意匠に係る写真(甲1の2)のうちの【正面方向から見た斜視図】及び【背面方向から見た斜視図】と引用意匠に係る写真(乙1の1,2)をみると、鞆本体上部に設けられたハンドル、蓋部及びベルトの構成態様に係る共通点(B)ないし(D)は、ほとんど同一といえる程度に共通しているといえること、本願意匠の鞆本体の縦横の比率は、「本体の高さと横幅の比率が約1対2と横長の形状」であり(上記イ)、格別目新しいものとはいえないことに照らすならば、差異点(a)に係る本願意匠の構成態様によって、需要者に対し、両意匠の共通点(A)ないし(D)によって与えられる一つのまとまった独特の共通の美感と異なる格別な美感を与えるものとは認められないというべきである。

以上によれば、差異点(a)の評価の誤りをいう原告の主張は理由がない。

## (2) 差異点(b)

ア 原告は、「本願意匠においては、ハンドルの突出が鞆本体部分の高さと比較すると、ほぼ同じくらい突出しているのに対し、引用意匠においては、約2分の1の突出である点」〔差異点(b)〕を考慮すれば、両意匠は全体として類似しないと判断すべきである旨主張する。

しかし、原告の主張は、以下のとおり理由がない。

イ 両意匠の差異点(b)を検討すると、本願意匠は、全高が95mm、ハンドルの突出部の高さが42mmで、その比率は「1:0.44」であり、引用意匠は、全高が80mm、ハンドルの突出部の高さが33mmで、その比率は「1:0.41」である(争いがない)。しかし、本願意匠に係る写真(甲1の2)のうちの【正面方向から見た斜視図】及び【背面方向から見た斜視図】と引用

意匠に係る写真（乙1の1，2）を対比すると，両意匠はともに全体としてハンドルの長く突出した鞆と認識され，上記差異は，計測しない限り認識されることはない程度のものであるから，差異点（b）は，看者をして異なる美感を引き起こすものとはいえない。

なお，原告は，ハンドル部分の幅について，本願商標と引用意匠の幅には約2倍の差異があり，このようなハンドル部分の幅の差異等により，肩にかけて使用することができるか否かの機能上の差異を生じさせると主張する。しかし，両意匠に実寸が示されていない以上，意匠に係るハンドバッグを肩にかけて使用することができるか否かの差異を生ずるとはいえないから，原告の主張は，その前提を欠き，採用することができない。

以上によれば，審決の差異点（b）の評価の誤りをいう原告の主張は理由がない。

### (3) 全体的観察

ア 原告は，両意匠は，差異点（a）ないし（e）を総合考慮すれば，本願意匠は，引用意匠と非類似であり，両意匠が類似するとした審決の判断は誤りであるとも主張する。

しかし，原告の主張は，以下のとおり理由がない。

イ 前記(1)及び(2)認定のとおり，差異点（a）及び差異点（b）に係る本願意匠の構成態様によって，需要者に対し，両意匠の共通点（A）ないし（D）によって与えられる一つのまとまった独特の共通の美感とは異なった格別な美感を与えるものとはいえない。

また，本願意匠に係る写真（甲1の2）のうちの【正面方向から見た斜視図】及び【背面方向から見た斜視図】と引用意匠に係る写真（乙1の1，2）をみると，審決が認定するように（審決書3頁15行～23行），本体の縫い目の有無〔差異点（c）〕は，本願意匠の縫い目は，水平に1本だけ設けられた細い縫い目で，格別特徴的で看者の注意を引くものでもなく，両意匠とも鞆の表面全体としてはほぼ無模様との印象を与えるものである，ブラケットの固定金具の差異〔差異点（d）〕は，意匠全体としてみれば一部位に係る差異であり，しかも，蓋に隠れている部位であるから，格別看者の注意を引くものではない，南京錠を掛けるための穴あき止め具の形状の差異〔差異点（e）〕は，意匠全体としてみれば一部位に係る差異であり，また，鞆全体の中では余程注視しないと視認できない程度の微差であって，格別看者の注意を引くものではないといえる。

そして，差異点（a）ないし（e）が相俟って奏する視覚的な印象を考慮しても，差異点（a）ないし（e）によって，需要者（消費者，取引者）に対し，両意匠の共通点（A）ないし（D）によって起こさせる一つのまとまった独特

の共通の美感とは異なった格別な美感を与えるものとは認められないから、本願意匠は引用意匠に類似するとした審決の判断に誤りはないというべきである。

## 第5 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由は理由がない。原告は、他に縷々主張するが、審決を取り消すべき誤りは認められない。

よって、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 〔論 説〕

1．ここでは、この判決は、第1に、「美感」を「美観」と混同して使用していること、第2に、意匠の類否判断の人的基準を「当業者」ではなく、「需要者（消費者・取引者）」という拡大表現で誤魔化していることだけを指摘しておきたい。

そもそも裁判所は、まず法規定をその立法理由から文理解釈する立場にあり、だからこそわれわれ実務者と共通の基礎的理解と認識をもって事案に対処し、意匠の類否判断や侵害の有無を判断すべきであるのは当然である。

したがって、もしそうでなければ、公平かつ正確な事実認定による法的妥当性のある判断はできなくなるのであり、国民の信任に応えられない司法となる。

2．本件の公表された判決文には出願意匠の図面も引用意匠の図面も添付されていないので、ここでは紹介することができないのは残念である。

〔牛木 理一〕